

2024年6月からの生活習慣病診療について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ

近年、生活習慣病（高血圧、脂質異常症、糖尿病）の患者数が増加しており、年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止しました。患者個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理をおこなう「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、「特定疾患療養管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」へと移行します。

「療養計画書」に署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご記名をお願いします。

なお、改定に伴い、患者さんにより窓口負担金が変わることがありますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

町立宝達志水病院長